

## 子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用について

### ☆ショートステイ

保護者が疾病、仕事その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行います。

【対象児童】 2歳以上18歳未満までの児童 ※原則、白河市に住民登録がある児童  
【実施施設】 社会福祉法人 白河学園

【1日当たりの利用料】 ※利用後、市にお支払いください。

子育て短期支援事業実施基準額表		
区 分		一日当たりの保護者負担額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	ひとり親家庭等の世帯	0円
	ひとり親家庭等以外の世帯	1,000円
その他の世帯		2,750円

### 【利用の流れ】

利用希望者は、「子育て短期支援事業利用兼登録申請書」等に必要事項を記入し、利用1週間前までに（緊急の場合はそのことが分かった時点で）こども支援課又は白河学園に提出してください。事前に利用者の登録を行います。



こども支援課は、白河学園に児童の受け入れが可能かどうかを確認します。白河学園で申請された方は、直接ご確認いただけます。



白河学園の受け入れが可能な場合、白河学園職員が保護者・お子さんと面談します。



こども支援課から、保護者に「子育て短期支援事業利用決定通知書」を送付します。



利用開始（利用後、市へ利用料をお支払いください）

※やむを得ない事情から、養育又は保護期間の延長が必要な場合は、そのことが分かった時点で、こども支援課までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

白河市こども未来局こども支援課 電話 0248-22-1111（内線2134）